



様式第一号（第一条関係）

廃棄物海洋投入処分許可申請書

銚 漁 第 1 号

2020年 4月 1日

環境大臣 小泉 進次郎 殿

申請者

住所 千葉県銚子市川口町2-6528-3

氏名 千葉県銚子漁港事務所長 秋葉 伸



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条の6第1項の規定により、船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：片貝漁港における水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条2項第5号口の政令で定める基準に適合するもの。 （詳細は別紙-1のとおり）		
※許可の年月日	年 月 日		
※許可番号			
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	2020年 5月 22日～ 2025年 5月21日	
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	体積量 194,880m ³	
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	2020年 5月 22日～2021年5月21日	: 38,976m ³
		2021年 5月 22日～2022年5月21日	: 38,976m ³
		2022年 5月 22日～2023年5月21日	: 38,976m ³
2023年 5月 22日～2024年5月21日		: 38,976m ³	
2024年 5月 22日～2025年5月21日	: 38,976m ³		
廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年9月22日環境省令第28号）第6条第1項に規定するIV海域のうち、 北緯35° 30' 28"、東経140° 29' 49" 北緯35° 30' 16"、東経140° 29' 35" 北緯35° 30' 05"、東経140° 29' 49" 北緯35° 30' 16"、東経140° 30' 03" 以上の4点に囲まれた矩形の海域。 排出海域位置図は別紙-2のとおり		
廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定する排出方法で実施する。航行中に排出しない。 （詳細は別紙-3のとおり）		
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4のとおり	
	監視の頻度	別紙-4のとおり	
備考	<p>1 ※の欄は記入しないこと。</p> <p>2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>		

